

MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

平成 30 年 4 月 23 日近 畿 総 合 通 信 局

プレジャーボートに開設した不法無線局の共同取締りで1名を摘発

~和歌山県和歌山市沖の友ヶ島水道で和歌山海上保安部と共同取締りを実施~

近畿総合通信局(局長:安藤 英作(あんどう えいさく))は4月21日 (土)から4月22日(日)にかけて、和歌山県和歌山市沖の友ヶ島水道におい て、和歌山海上保安部と共同で、船舶に開設した不法無線局の取締りを実施しま した。

今回の取締りでは、自己が所有するプレジャーボートに不法無線局を設置していた1名(1隻)を電波法違反で摘発しました。

取締り結果は、以下のとおりです。

- 1 不法無線局の種別及び局数 不法アマチュア無線 1局
- 2 被疑者の住所及び職業 大阪府阪南市在住の無職(69歳 男)
- 3 関係法令及び適用条項 電波法第4条第1項(不法開設) 電波法第110条第1号(1年以下の懲役又は100万円以下の罰金)

4 参考事項

近畿総合通信局では、電波利用環境保護のため、今後も捜査機関の協力を得て、 不法無線局の取締りを行っていく方針です。

連絡先:電波監理部 監視第一課

(担当:山本、西廼)

電 話:06-6942-8523

主な不法無線局の概要と妨害事例

〇不法船舶無線 ~免許を受けた船舶無線の通信などを妨害!~

船舶無線を使うためには、無線従事者資格と船舶の無線局の両方の免許が必要で す。

漁船やプレジャー船等の船舶が、免許を受けずに船舶無線を使用すると電波法違反 となります。

船舶無線は、海岸局や船舶相互間での通信に使われ、秩序正しい通信が求められま す。

不法船舶無線の中には、ルールを無視して、他の無線通信に妨害を与えるおそれが あります。

〈妨害事例〉

船舶の遭難、緊急等の通信に妨害を与える おそれがあります。







〇不法アマチュア無線 ~消防・救急用などの重要無線通信を妨害!~

アマチュア無線を使うためには、無線従事者資格とアマチュア無線局の両方の免許 が必要です。

不法アマチュア無線の中には、アマチュア無線用に決められた周波数帯以外の周波 数を使用できるように改造して、他の無線通信に妨害を与える悪質な事例が多発して います。



〈妨害事例〉

重要無線通信(警察用無線、消防・救急用無線、鉄道用無 線等)を妨害し、人命の安全、財産の保護等に係る活動が阻 害されます。

〇不法パーソナル無線 ~携帯電話を妨害!~

パーソナル無線は、平成 27 年 11 月 30 日をもって免許制度が 終了しており、新たにパーソナル無線局の免許が付与されること はありません。既に付与されている無線局免許については、免許の 限が平成27年12月1日以降になっているものが存在し、免許の 有効期間まで使用が可能です。

免許があっても、電力増幅器を使用して空中線電力を大きくし ている場合やチャンネルを増やして周波数を逸脱したり、パスワ ードを入力しないと電源が入らないなど無線機を改造している場 合は、すべて不法パーソナル無線となります。



旧マークも

〈妨害事例〉

携帯電話が使用できなくなります。

